

ジェネリック医薬品利用差額通知について

この通知は、一定の条件に該当する被保険者に対し、ジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合に見込まれる軽減額などをお知らせすることで、ジェネリック医薬品の利用を促進することを目的に実施するものです。

ジェネリック医薬品の利用は、被保険者の負担軽減と医療費適正化の推進につながることから、34府県の後期高齢者医療広域連合が、同様の通知を行っています（平成24年度からの実施予定を含む）。

1 概要

- (1) 予 算 3,062千円（通知作成費、送料など）
- (2) 通 知 数 30,000通
- (3) 対象医療月 平成24年11月
- (4) 発 送 月 平成25年3月
- (5) 形 式 はがきサイズで三つ折り6面タイプの圧着方式

2 条件

この通知によりがんなどの病名が明らかになる弊害を回避する必要があることから、指定した医薬品のみを通知の対象とし、服用が長期にわたる慢性疾患などに係るものを、ほかの広域連合の状況を参考に決定します。また、費用対効果の大きさなどを勘案し、一定額以上の負担軽減が見込まれる被保険者に通知します。

- (1) 通知対象医薬品
循環器官用薬 呼吸器官用薬 消化器官用薬 糖尿病用剤 など
- (2) 負担軽減見込み額の設定
ジェネリック医薬品に切り替えた際の1薬剤当たりの差額が100円以上かつ1被保険者当たり差額の合計が500円以上。
- (3) その他
公費負担者番号が設定されていたり、レセプトが再審査になっていたりするものなどは除外。

3 通知の内容

- (1) 自己負担の軽減見込み額（総額）
- (2) 処方実績（医薬品名、当該医薬品に係る自己負担相当額）
- (3) 当該医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減できる軽減見込み額

4 その他

この通知は、目安を参考としてお知らせするものであり、ジェネリック医薬品への切り替えを強要するものではないことや、場合により切り替えができないことがあることなどを周知します。